

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 21 年 8 月 7 日

審査機関名 社団法人 日本能率協会

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	菊水酒造本社工場におけるバイオマス利用型E S C O事業
排出削減事業者名	菊水酒造株式会社
排出削減共同実施事業者名	株式会社日本総合研究所 (その他関連事業者名：株式会社アクテス)
事業実施場所	菊水酒造株式会社 本社工場 (高知県安芸市本町 4-6-25))
事業の概要	菊水酒造(株)本社工場内稼働のLPG 焚蒸気ボイラーから得られるエネルギーの一部を、新設した木屑焚きボイラーのエネルギーで代替することでエネルギー消費量を削減するとともに、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する。
排出削減量の計画	279.3 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 1047.4tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 7 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001-A バイオマスを燃料とするボイラーの新設

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している

### 3. 実施した審査手続の概要

審査手続により、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2009年7月2日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：菊水酒造株式会社本社工場 (住所：高知県安芸市本町 4-6-25)</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認している。</p> <p>2) 排出削減事業者の投資回収年数については、入手した根拠資料等により検算した結果、4.2年であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>3) 酒造製造業である削減事業者は、農業法人として高知県黒潮町で酒類等の原料用サトウキビを栽培している。サトウキビを搾汁した後に発生するバガスは産廃として処理していたが、事業計画の拡大に伴い、今後のバガスの発生量が増加することが見込まれた。同時に排出削減事業者では、ブラジル等でバガスを燃料にしている情報を入手し、自社で発生するバガスを活用することが出来ないか、その他関連事業者である(株)アクテスに相談した結果、活用可能との結論を得、バガスを利用したバイオマスボイラー導入の検討を行った。また、昨年の燃料価格の高騰は、排出削減事業者に大きな影響を与えていたため、安定した状態で燃料を確保したいとの意向もあった。このような状況下で、国内クレジット制度と財団法人省エネルギーセンターからの補助金事業を活用することにより、本事業を実施するに至ったことを確認している。国内クレジット制度活用することで投資回収年数の短縮を図れることが、本事業の実施を決定する要因となったと判断できる。</p> <p>4) 事業者が必要とするバガスが出来るまでは、木質ペレットを使用するが、この木質ペレットは、高知県内の業者より入手していることを確認している。ペレット販売業者が使用する材料は、高知県梶原町の林地残材や間伐材の他、高知県内の業者で発生した廃材等を使用していることを、排出削減事業者及びペレット製造業者への質問より確認している。</p>

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>排出削減事業者への質問等により当事業者が自主行動計画制度に入っていないことを確認している。また、排出削減事業者が所属している団体は日本酒造組合中央会（高知県酒造組合）であるが自主行動計画制度に入っていないことを確認している。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001A に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>適用条件 1 については、排出削減事業の実施場所である本社工場の現場、設備図面、設備配管系統図、財団法人省エネルギーセンター発行の「平成 20 年度事業場等省エネルギー支援サービス導入事業補助金交付決定通知書」及び財団法人省エネルギーセンター発行宛の「平成 20 年度事業場等省エネルギー支援サービス導入事業補助金実績報告書」等により、当該新設ボイラーが『バイオマスを主たる燃料とするボイラー』であることを確認している。</p> <p>適用条件 2 については、排出削減事業の実施場所である本社工場の現場調査、設備配管系統図の確認及び事業者への質問等により、『新設後のボイラーで生産した蒸気又は温水を自家消費する』ことを確認している。</p>

#### 4. 特記事項

投資回収年数については、補助金を除いた純投資額をもとに算出している。

以上